

## 遊佐町沖洋上風力発電を契機とした地域活性化事業業務委託 仕様書

### 1 目的

遊佐町沖洋上風力発電事業を契機に、洋上風力の活用による地域活性化への理解促進と機運醸成を図るため、将来的な人材育成や県内産業・観光の振興など、地域活性化の取組みを支える担い手育成、受け皿づくりを行う。

### 2 委託業務内容

#### (1) イベントの開催（人材育成）

将来的な洋上風力関連産業を担う人材の興味関心を引き出すため、庄内地域の小学生への環境教育を通して、洋上風力発電や再生可能エネルギーの必要性についての理解促進となるようなイベントを開催すること。

#### (2) セミナー等の開催（産業振興・観光振興）

洋上風力発電という大規模事業を起点とした、地域の産業振興・観光振興の機運を醸成するセミナー等を庄内地域を中心に開催することで、地域活性化につながる取組みの受入れ体制整備のきっかけづくりを行うこと。

### 3 実施期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで。

### 4 貸与資料と使用制限

- (1) 本業務を実施するにあたって、委託者は必要に応じて関係資料を受託者に貸与するものとする。
- (2) 受託者は、委託者より貸与された資料について責任を持ってこれを管理し、汚損等の無きよう取扱いには万全の注意を払わなければならない。
- (3) 受託者は、貸与された資料の取扱い及び保管については慎重を期して行い、業務上必要であっても委託者の承諾なくして複写・複製してはならない。
- (4) 受託者は、委託業務終了後、速やかに貸与資料を返却しなければならない。

### 5 成果品及び納入条件

#### (1) 成果品

##### ① 実績報告書

イベント等を開催した場合は、開催後1か月以内に実績報告書を作成し、提出すること。

##### ② 本業務により作成したデータ等

本業務において作成した参加者の一覧や、動画、画像及び撮影した写真等のデ

ータをCD-ROMやファイル転送サービス等で提出すること。

### ③ 業務完了報告書

委託業務が完了したときには、速やかに業務完了報告書等を作成し、提出すること。

## (2) 成果品の帰属等

- ① 本業務の成果品の著作権、著作権等については一切の権利は委託者に帰属する。
- ② 本事業の遂行に当たって第三者の著作権等に抵触するもの及び抵触する恐れのあるものについては、受託者の責任と費用により適正に処理するものとし、成果品は著作権等について処理済のものを使用する。なお、著作者人格権は行使しないものとする。
- ③ 本業務に当たり、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申し立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用により適正に処理するものとする。
- ④ その他、本契約に係る知的財産の取扱いについては必要があるときは、協議のうえ、定める。

## (3) 成果品の補足・修正

本業務完了後、委託者が成果品に不備があると認めた場合及び受託者の過失等に起因する不良箇所が発見された場合は、受託者は委託者の指示に従い、訂正、補足及びその他必要な作業を実施することとする。

## (4) その他

県及び受託者以外の第三者の知的財産権が関与する内容を報告書に盛り込む場合は、必要に応じて事前に当該権利保有者の了承を得て報告書内に出典を明記し、当該権利保有者に二次利用の了承を得ることとし、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、事前に県に協議すること。

## 6 納品場所

〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号  
山形県環境エネルギー部エネルギー政策推進課

## 7 秘密保持及び個人情報の取扱い

- (1) 本業務において受託者は、業務上知り得た内容について、これを第三者に洩らしてはならない。
- (2) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

## 8 再委託の禁止

- (1) 受託者は、受託業務の全部または一部を第三者に委託、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ業務の一部を請け負わせることについて委託者の承認を受けたときはこの限りではない。

- (2) この場合において、受託者は機密保持、知的財産権等に関して仕様書に定める受託者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施し、委託者に報告し、及び承認を得なければならない。
- (3) 第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負わなければならない。

## 9 その他

本業務の実施に当たっては、エネルギー政策推進課と十分に打ち合わせを行い、本仕様書に記載なき事項については、その都度、エネルギー政策推進課と協議の上、処理することとする。